

令和 8 年 9 月 22 日
県土整備部道路環境課
0 4 3 - 2 2 3 - 3 1 3 9

被災車両の移動について

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、被災車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。

災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定により、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、被災車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

指定日時：令和 8 年 9 月 2 2 日 1 2 時

指定する区間
成田土木事務所管内（成田市、富里市、多古町、芝山町）の 県管理道路
香取土木事務所管内（香取市、神崎町、東庄町）の県管理道路
海匠土木事務所管内（旭市、匝瑳市）の県管理道路
夷隅土木事務所管内（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）の 県管理道路
安房土木事務所管内（館山市、南房総市、鋸南町）の県管理道路